

# 高等学校等就学支援金 保護者・課税地等確認書

|             |           |
|-------------|-----------|
| 記入日         | 令和5年 月 日  |
| 学校名         | 鳥取県立境高等学校 |
| 学年・クラス・出席番号 | 年 組 番     |
| 生徒氏名        |           |

高等学校就学支援金の受給資格の審査では、提出された個人番号及び課税地情報等をもとに鳥取県教育委員会が地方税額等の照会を行います。

原則として、すでに提出された個人番号や申請書の情報をもとに照会を行いますが、照会対象となる保護者等や課税地等に変更がないか確認する必要がありますので、下記にご記入のうえ提出してください。

**確認事項【チェック・記入をして令和5年6月9日（金）までに学校へ提出して下さい】**

**1 保護者等の変更について**

- ☐ 変更ありません。→ 「2 課税地の変更について」へ進んでください。
- ☐ 変更があります。→ 別途、収入状況届出書の提出が必要です。この用紙を学校へ提出のうえ、必要書類を受け取ってください。

※ 保護者等に変更があり、個人番号カードの写し等を提出したことのない保護者等がいる場合、その方の個人番号カードの写し等が必要となります。

**2 課税地の変更について**

※課税地…住民票に記載の住所地。

- ☐ 変更ありません。→確認事項は以上です。この用紙を学校へ提出してください。
- ☐ 変更があります。（令和4年1月1日時点と令和5年1月1日時点の課税地が異なる。）

※単身赴任等で住所変更された場合も✓をつけてください。

→ 課税地の「変更があります」に✓をつけた方は、  
以下の項目を記入のうえ、この用紙を学校へ提出してください。

| No. | 課税地が変更となる保護者等の氏名 | 令和5年1月1日時点の課税地     | 当てはまる場合は□にチェック                                      |
|-----|------------------|--------------------|-----------------------------------------------------|
| 1   |                  | 都 道 市 区<br>府 県 町 村 | <input type="checkbox"/> 令和5年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。 |
| 2   |                  | 都 道 市 区<br>府 県 町 村 | <input type="checkbox"/> 令和5年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。 |

**注意**

次の①又は②に該当する場合、課税額の確認ができないため、課税証明書等の提出が必要になる場合があります。

- ①市町村民税が未申告の場合  
②住所地（課税地）に変更があった場合

また、就学支援金が支給できない原因にもなりますので、漏れのないよう下記のとおり手続きをお願いします。

- ①の場合→事前に市区町村で税の申告手続きを行う（収入額が0円でも必ず申告する）  
②の場合→その都度、必ず学校に連絡をする